

目 次

第1章 総則

(目的)	1
(基本方針)	1
(定員)	1
(施設の名称及び所在地)	1

第2章 従業者の職務分掌

(従業者の区分及び定数)	1
(職務)	2

第3章 設備及び備品等

(居室)	2
(共同生活室)	2
(浴室)	2
(洗面所及び便所)	3

第4章 契約及び運営

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)	3
(受給資格等の確認)	3
(入退去)	3

第5章 サービス

(地域密着型施設サービス計画の作成)	3
(地域密着型施設サービスの取扱方針)	4
(介護の内容)	5
(食事の提供)	6
(相談及び援助)	6
(社会生活上の便宜の供与等)	6
(機能訓練)	6
(健康管理)	6
(口腔衛生の管理)	7
(入居者の入院期間中の取扱)	7
(利用料及びその他の費用の額)	7
(利用料の変更等)	8

第6章 留意事項

(日課の励行)	8
(喫煙)	8
(飲酒)	8

(外出及び外泊)	8
(健康保持)	8
(衛生保持)	8
(禁止行為)	9
(入所者に関する市町村への通知)	9

第7章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)	9
(衛生管理)	9
(従業者の質の確保)	10
(個人情報の保護)	10

第8章 緊急時、非常時の対応

(緊急時等の対応)	10
(事故発生の防止及び発生時の対応)	10
(非常災害対策)	11

第9章 その他

(地域との連携)	11
(勤務体制等)	11
(記録の整備)	11
(苦情処理)	12
(ハラスメントの防止)	12
(虐待防止に関する事項)	12
(身体拘束)	13
(業務継続計画の策定等)	13
(掲示)	13
(協力医療機関等)	13
(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)	14
(運営推進会議の設置)	14
(その他)	14

特別養護老人ホーム あんきな家 清水ヶ丘

運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和会が設置運営する特別養護老人ホームあんきな家 清水ヶ丘（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

(定員)

第3条 施設の定員は29名とする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム あんきな家 清水ヶ丘
- (2) 所在地 高知県土佐清水市清水ヶ丘30-2

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第5条 施設に次の従業者を置く。

- (1) 管理者 1 名
- (2) 生活相談員 1 名以上
- (3) 介護支援専門員 1 名以上
- (4) 介護職員 10 名以上
- (5) 看護職員 1 名以上
- (6) 機能訓練指導員 1 名以上
- (7) 医師 1 名以上（嘱託可）
- (8) 栄養士 1 名以上

2 第1 項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業者を置くことができる。

(職務)

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

(2) 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

(3) 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(4) 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(8) 栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

第3章 設備及び備品等

(居室)

第7条 施設は、入居者の居室に、ベッド・ナースコール等を備品として備える。

(共同生活室)

第8条 必要な広さを有するものとし、必要な備品を備える。

(浴室)

第9条 施設は、浴室を入居者が使用しやすいよう、要介護者が入浴するのに適したものとする。

(洗面所及び便所)

第10条 施設は、必要に応じて各所に洗面所や便所を設ける。

第4章 契約及び運営

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(入退居)

第13条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人福祉施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議する。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人その家族の要望、対処後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第5章 サービス

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該住民による自発的な活動によるサービス等の利

用も含めて地域密着型サービス計画上に位置付けるよう努める。

3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの内容、及び留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。

8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者に交付する。

9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行う。

(1) 定期的に入居者に面接する。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録する。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

(1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(地域密着型施設サービスの取扱方針)

第15条 地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様

式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

2 地域密着型施設サービスは、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。

5 施設の従業者は、地域密着型施設サービスの提供に当って、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。

6 施設は、地域密着型施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

8 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護の内容)

第16条 介護は、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 施設は、入居者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

7 施設は、前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者により介護を受

けさせない。

(食事の提供)

第17条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が食堂で食事を摂ることを支援する。

5 栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに各利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する事で栄養管理を行う。

(相談及び援助)

第18条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第19条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的にこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第20条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第21条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(口腔衛生の管理)

第22条 入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(入居者の入院期間中の取扱)

第23条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用の額)

第24条 サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けるものとする。ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。又、下記利用料及びその他の費用において、料金を明示したもの以外は、実費を徴収する。

- (1) 食費 1,445円（日額）
- (2) 居住費 従来型個室 1,171円（日額）（光熱費相当）
- (3) 理美容代
- (4) その他の日常生活費
 - ・ 日常生活の身の回り品
 - ・ 教養娯楽として日常生活に必要なもの
 - ・ 健康管理費
 - ・ 私物のクリーニング代（外部のクリーニング店が行うもの）
 - ・ 外出、外泊、入院中のオムツ代
 - ・ 行政手続きの費用
- (5) サービス提供とは関係のない費用
 - ・ 個人用の日用品で、個人の嗜好による「贅沢品」
 - ・ 個人用の日用品で、個別の希望に応じて立替払いで購入した費用
 - ・ 全く個人の希望に応じ、施設が代わって購入する雑誌、新聞等の代金
 - ・ 施設が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるもの

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、その提供にあたって、あらかじめ入居者又はその家族に対し、内容及び費用を文書で説明した上で、同意について入居者等の署名を受けることとする。

4 前第1項の法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

(利用料の変更等)

第25条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第6章 留意事項

(日課の励行)

第26条 入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(喫煙)

第27条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

(飲酒)

第28条 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

(外出及び外泊)

第29条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設側に通知することとする。

(健康保持)

第30条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第31条 入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

(禁止行為)

第32条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第33条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由無しにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第7章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第34条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- (3) お互いに協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(衛生管理)

第35条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 4 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に添った対応を行う。

(従業者の質の確保)

第36条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第37条 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。

4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第8章 緊急時、非常時の対応

(緊急時等の対応)

第38条 施設は、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定める。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要時に応じて緊急時等における対応方法の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに

に、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

3 施設は事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備することとする。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第40条 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的に避難、その他必要な訓練等を実施する。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第9章 その他

(地域との連携)

第41条 施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第42条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

2 入居者に対するサービスの提供は、従業者によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第43条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得な

い理由の記録

- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情処理)

第44条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

4 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、高知県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、高知県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(ハラスメントの防止)

第45条 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第46条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第47条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、拘束時間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第48条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(提示)

第49条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を、閲覧可能な形でファイル等により備え置く。

(協力医療機関等)

第50条 入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するものとする。

3 施設は、協定締結医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決める様に努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が協定締結医療機関である場合においては、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができる様に努めるものとする。

6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第51条 施設及び従業者は、居宅介護事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいけない。

2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいけない。

(運営推進会議の設置)

第52条 施設は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る事を目的として運営推進会議を設置するものとする。

2 前項にあたりおおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、その評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

(その他)

第53条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

令和元年10月1日 改訂

令和2年 7月1日 改訂

令和3年 8月1日 改訂

令和6年 4月1日 改訂